

区画整理だより

平成12年10月31日・11月1日につき、

「まちづくり懇談会」を

平成13年1月30日(火)・31日(水)に

開催します。

前回、提案させていただいた区画道路・特殊道路・公園などの位置、幅員・面積などをより具体的に提案することにより、再度皆さんのご意見をお聞きし、関係機関と協議・検討し、事業計画案に反映させていきたいと考えています。多数の方の出席をお待ちしています。

どれくらい意見が反映できるのか？

土地利用について、区画道路・特殊道路・公園緑地についてのご意見をお伺いします。



事業計画ってなに？

事業計画によって向洋駅周辺土地区画整理事業の基本方針が定まり、事業が具体化します。また、関係権利者からすればもつとも利害関係の深い土地利用計画・公共施設計画・街区設計画などが決まります。

このため事業計画が適正に定められるように慎重な手続きが規定されています。

事業計画で定める内容

- ① 施行地区
- ② 設計の概要
- ③ 事業施行期間
- ④ 資金計画

区画道路はどう考えるのか？

既存道路などの公共施設の整備を考え、各宅地と直結させる道路(区画道路)を骨組みとなる道路(都市計画道路)へつなぐように検討します。その後、区画道路の幅員を決めます。土地区画整理法施行規則では、原則「区画道路の幅員は、住宅地にあつては6メートル以上、商業地にあつては8メートル以上」と規定されています。

*昨年夏から測量をしているところですが、まだ終了していません。引き続き測量のご協力をお願いします。